

平成30年度包括外部監査結果報告における提案

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ	
指定管理者制度の整備及び運用状況に係る総括的意見について	1	(1) 公の施設の設置目的と指定管理者制度の導入意義に関する具体的な意識付けについて		提案	<p>【現状・問題点】 指定管理者が公の施設の設置目的を条例等に規定している内容以上に具体的に指定管理事業に反映させながら日々の指定管理業務を実施しているかどうかについて、市所管課は常に意識して監視(モニタリング等)を行うことになっているが、十分にはその監視プロセスを把握できなかった。これらは指定管理者制度の総括部署である行政改革推進課が十分に認識し、現状の改善に努めておらず、市所管課の現場での不十分な運用に潜むリスクを把握・評価・対応するという内部統制のひとつの重要な構成要素について認識していないことにも問題がある。</p> <p>【結果】 行政改革推進課は指定管理者制度の現場における運用を市所管課が効果的に実施することができるように、事業計画書と事業報告書及び収支計画と収支実績の有機的な関連性を持った評価手法等を示したり、モニタリングに関し、市所管課が施設ごとにシート等をカスタマイズしたり、収支実績報告等の精査手法を示すことで予算統制が効果的に行われたりするよう、手引き等においても明記し、指定管理者の市所管課等に対して周知することを提案する。</p>	令和元年度に指定管理者の選定を行う施設については、候補者の募集時業務仕様書において、事業報告書は事業計画書との関連性が明らかになるよう作成し、その分析・評価を踏まえ、翌年度の収支計画及び事業計画を作成するよう明記しました。 モニタリングについては、施設の特性に応じて評価項目等を追加することを改めて周知し、また収支実績については前年度との比較に加え、当該年度予算との比較・分析を行うよう様式を改正しました。 令和元年度中に指定管理者制度の手引きを改正し、指定管理者制度を導入している施設所管部署に対し、周知を行います。	措置等を講じた	行政改革推進課	15	
				提案	<p>【現状・問題点】 指定管理者の収支計画上、利益を予定することについて手引きで曖昧な指示がなされている。社会福祉法人が設定している予備費は、使用しなかった場合、剰余金としての意味を有する項目に変化するものであり、実質的には計画・予算段階から利益を認めているものと考えられる。一方で、株式会社を中心とする共同事業体の計画・予算においては、利益は認められておらず、適正な規模の利益を認めない運用は、本社経費や他の支出科目への利益分の上乗せなどが疑われる。</p> <p>実際の「利益の還元」では、株式会社を中心とする指定管理者から「収益の一部還元」の提案をうけ、利益からの還元ではない点で、特殊な概念が提案されている。この手法の意味するところは、利益の還元ではなく、主として利用料金の予測誤りに該当する部分であると考えられる。また、社会福祉法人については、計画・予算段階から予備費が設定され、決算上でも約1,000万円超という規模で剰余金を計上しているが還元は行われていない。更に、手引きには「当初の想定以上の高額の利益を複数年度継続して得た場合」、当該指定期間ではなく、「次の指定管理者更新時に」管理運営経費を見直すことが指示されている。この点については、必ずしも次の指定管理者更新時まで待つことに合理性があるとは考えられない。</p> <p>【結果①(提案)】 適正利益は計画段階から明示的に合意することにより、現在の曖昧な取り扱いを是正する必要があり、そのことにより、実績評価や利益の還元に恣意性が入り込むリスクを回避するなど、利益取扱いの考え方を手引きにおいても、また、現場の運用上でも改善するよう提案する。</p>	【提案①及び②】 指定管理者募集時における収支計画書について、収支均衡とした様式から収支差額を計上できる様式へ変更しました。また、指定管理者募集時業務仕様書において、当初の想定以上の高額な利益を得ていると判断される場合には、指定管理者と協議し、その一部について返還を求める可能性がある旨を明記しました。指定管理者制度を導入している施設の所管部署へは、指定管理者制度の手引きの改正と併せて、周知を行っていきます。	措置等を講じた	行政改革推進課	18	
				提案	<p>【結果②(提案)】 指定期間内に、「当初の想定以上の高額な利益」を得ていると判断される場合には、市所管課は次期指定期間ではなく当該指定期間においてその指定管理者と協議し、その交渉の中で合理的で客観的な証拠に基づき、高額な利益の帰属について合理的な合意を行うことが求められるため、手引き等にも明記することを提案する。</p>					
				2	(2) 指定管理者制度における利益の考え方について		提案	<p>【現状・問題点】 指定管理者が提案する収支計画の構成要素のうち、水道光熱費や修繕費について、他の費用項目と異なるにも拘らず、その取扱いが現在、一部を除き注、精算項目としての位置付けにはされていない。建物維持管理のうち、水道光熱費や修繕費は、指定管理者の責任でコストを削減したり、費用負担を増加させたりすることは基本的に難しい要素がほとんどであり、そのような性質を有する費用項目について、費用負担の役割分担が不明確であり、運用上も予算残や予算超過の取り扱いが不明確である。</p> <p>指定管理者の責めに帰すべき事由の発生による水道光熱水費の発生以外、経常的な物価変動に限らず、急激な為替変動又は自然現象の激変による経費の大幅な増加に関して、指定管理者の独自財源で対応すべき責任が指定管理者に存するという合理的な根拠を手引きでは示していない。水道光熱水費の予算・執行・決算のあり方の中に、精算制度を取り入れることも検討に値すると考えられる。</p> <p>また、修繕費の発生態様は、施設の老朽化度合いに大きく依存するもので、指定管理者の責任やノウハウによりコントロールすることが極めて難しい性格の経費であり、予算額の超過は市側に負担を求めざるを得ず、逆に予算算が発生した場合は指定管理者の剰余金とするのも適切ではない。</p> <p>【結果①(提案)】 公の施設の管理運営に必要な水道光熱費は、管理可能性の面で指定管理者の創意工夫を活かす場面は極めて少ないものと考えられる。需要変動等による経費増に限らず、物価変動等の激変による経費増加については基本的に市の負担であり、逆に、予算残については指定管理者の努力の結果等と認められる経費削減分に相当する額以外は、精算対象とする必要がある。また、精算制度を前提として、水道光熱費の予算残の流用は市所管課と指定管理者との間で適切な合意が必要である。</p> <p>水道光熱費の適切な予算設定方法やそれに対応する予算執行後の精算制度の導入など、公の施設の管理運営の実態に合った水道光熱費の取扱いルールを指定管理者と市所管課の間で合意することができるよう、手引き等で適切に明示して規定し、市所管課に周知するよう提案する。なお、精算制度を採り入れる際には、最終年度に指定期間にわたる過去の予算執行残又は予算超過に対する精算を行う方法も取りうるものとする。</p> <p>【結果②(提案)】 公の施設の老朽化度合いに相関して発生する費用である修繕費は、精算項目として指定し、予算超過額については予算統制の困難性から基本的に市側の負担とし、逆に、予算残が生じた場合、指定管理者の努力の成果等と基本的にはみなされないものと考えられるため、市への返納を行う仕組みに変更することを提案する。なお、精算の仕組みを導入する際に、指定期間にわたっての精算を行う方法も効果的であるとする。</p>	【提案③】 老人福祉センターの指定管理事業における剰余金及び柏市社会福祉協議会補助金のうちの一部の人件費の取扱いも含め、予算統制と決算分析を適正に行うよう市の関係部署へ指導を行っています。	検討中
	提案	<p>【結果③(提案)】 社会福祉法人では多額の剰余金が発生していることが合理性がないものと分析した。併せて、老人福祉センターの指定管理業務に従事する一部の職員の人件費にまで充当している補助金分が運営費に係る補助金としては過大な交付であるとした。当法人には認められている予備費及び他会計繰入に対する予算統制と決算分析を適正に行うよう指導することで制度の公正な運用を期することを提案する。</p>								
	3	(3) 責任分担に基づく費用負担関係について			提案	<p>【現状・問題点】 指定管理者が提案する収支計画の構成要素のうち、水道光熱費や修繕費について、他の費用項目と異なるにも拘らず、その取扱いが現在、一部を除き注、精算項目としての位置付けにはされていない。建物維持管理のうち、水道光熱費や修繕費は、指定管理者の責任でコストを削減したり、費用負担を増加させたりすることは基本的に難しい要素がほとんどであり、そのような性質を有する費用項目について、費用負担の役割分担が不明確であり、運用上も予算残や予算超過の取り扱いが不明確である。</p> <p>指定管理者の責めに帰すべき事由の発生による水道光熱水費の発生以外、経常的な物価変動に限らず、急激な為替変動又は自然現象の激変による経費の大幅な増加に関して、指定管理者の独自財源で対応すべき責任が指定管理者に存するという合理的な根拠を手引きでは示していない。水道光熱水費の予算・執行・決算のあり方の中に、精算制度を取り入れることも検討に値すると考えられる。</p> <p>また、修繕費の発生態様は、施設の老朽化度合いに大きく依存するもので、指定管理者の責任やノウハウによりコントロールすることが極めて難しい性格の経費であり、予算額の超過は市側に負担を求めざるを得ず、逆に予算算が発生した場合は指定管理者の剰余金とするのも適切ではない。</p> <p>【結果①(提案)】 公の施設の管理運営に必要な水道光熱費は、管理可能性の面で指定管理者の創意工夫を活かす場面は極めて少ないものと考えられる。需要変動等による経費増に限らず、物価変動等の激変による経費増加については基本的に市の負担であり、逆に、予算残については指定管理者の努力の結果等と認められる経費削減分に相当する額以外は、精算対象とする必要がある。また、精算制度を前提として、水道光熱費の予算残の流用は市所管課と指定管理者との間で適切な合意が必要である。</p> <p>水道光熱費の適切な予算設定方法やそれに対応する予算執行後の精算制度の導入など、公の施設の管理運営の実態に合った水道光熱費の取扱いルールを指定管理者と市所管課の間で合意することができるよう、手引き等で適切に明示して規定し、市所管課に周知するよう提案する。なお、精算制度を採り入れる際には、最終年度に指定期間にわたる過去の予算執行残又は予算超過に対する精算を行う方法も取りうるものとする。</p> <p>【結果②(提案)】 公の施設の老朽化度合いに相関して発生する費用である修繕費は、精算項目として指定し、予算超過額については予算統制の困難性から基本的に市側の負担とし、逆に、予算残が生じた場合、指定管理者の努力の成果等と基本的にはみなされないものと考えられるため、市への返納を行う仕組みに変更することを提案する。なお、精算の仕組みを導入する際に、指定期間にわたっての精算を行う方法も効果的であるとする。</p>	【提案①及び②】 指定管理料のうち、修繕費については指定管理者の創意工夫による経費削減が困難な科目であると考えられるため、今後は精算項目とする方向で検討を進めます。一方、光熱水費については、指定管理者の創意工夫による経費削減が可能となる余地もあり、予算残が生じた場合、指定管理者の努力の結果と認められる経費削減分については、その精査手法等の検討が必要となることから、他自治体の運用方法等について情報収集を行い、精算項目の考え方について整理を行っていきます。	検討中	行政改革推進課	21
					提案	<p>【結果③(提案)】 社会福祉法人では多額の剰余金が発生していることが合理性がないものと分析した。併せて、老人福祉センターの指定管理業務に従事する一部の職員の人件費にまで充当している補助金分が運営費に係る補助金としては過大な交付であるとした。当法人には認められている予備費及び他会計繰入に対する予算統制と決算分析を適正に行うよう指導することで制度の公正な運用を期することを提案する。</p>				
	4	(3) 責任分担に基づく費用負担関係について			提案	<p>【現状・問題点】 指定管理者が提案する収支計画の構成要素のうち、水道光熱費や修繕費について、他の費用項目と異なるにも拘らず、その取扱いが現在、一部を除き注、精算項目としての位置付けにはされていない。建物維持管理のうち、水道光熱費や修繕費は、指定管理者の責任でコストを削減したり、費用負担を増加させたりすることは基本的に難しい要素がほとんどであり、そのような性質を有する費用項目について、費用負担の役割分担が不明確であり、運用上も予算残や予算超過の取り扱いが不明確である。</p> <p>指定管理者の責めに帰すべき事由の発生による水道光熱水費の発生以外、経常的な物価変動に限らず、急激な為替変動又は自然現象の激変による経費の大幅な増加に関して、指定管理者の独自財源で対応すべき責任が指定管理者に存するという合理的な根拠を手引きでは示していない。水道光熱水費の予算・執行・決算のあり方の中に、精算制度を取り入れることも検討に値すると考えられる。</p> <p>また、修繕費の発生態様は、施設の老朽化度合いに大きく依存するもので、指定管理者の責任やノウハウによりコントロールすることが極めて難しい性格の経費であり、予算額の超過は市側に負担を求めざるを得ず、逆に予算算が発生した場合は指定管理者の剰余金とするのも適切ではない。</p> <p>【結果①(提案)】 公の施設の管理運営に必要な水道光熱費は、管理可能性の面で指定管理者の創意工夫を活かす場面は極めて少ないものと考えられる。需要変動等による経費増に限らず、物価変動等の激変による経費増加については基本的に市の負担であり、逆に、予算残については指定管理者の努力の結果等と認められる経費削減分に相当する額以外は、精算対象とする必要がある。また、精算制度を前提として、水道光熱費の予算残の流用は市所管課と指定管理者との間で適切な合意が必要である。</p> <p>水道光熱費の適切な予算設定方法やそれに対応する予算執行後の精算制度の導入など、公の施設の管理運営の実態に合った水道光熱費の取扱いルールを指定管理者と市所管課の間で合意することができるよう、手引き等で適切に明示して規定し、市所管課に周知するよう提案する。なお、精算制度を採り入れる際には、最終年度に指定期間にわたる過去の予算執行残又は予算超過に対する精算を行う方法も取りうるものとする。</p> <p>【結果②(提案)】 公の施設の老朽化度合いに相関して発生する費用である修繕費は、精算項目として指定し、予算超過額については予算統制の困難性から基本的に市側の負担とし、逆に、予算残が生じた場合、指定管理者の努力の成果等と基本的にはみなされないものと考えられるため、市への返納を行う仕組みに変更することを提案する。なお、精算の仕組みを導入する際に、指定期間にわたっての精算を行う方法も効果的であるとする。</p>	【提案①及び②】 指定管理料のうち、修繕費については指定管理者の創意工夫による経費削減が困難な科目であると考えられるため、今後は精算項目とする方向で検討を進めます。一方、光熱水費については、指定管理者の創意工夫による経費削減が可能となる余地もあり、予算残が生じた場合、指定管理者の努力の結果と認められる経費削減分については、その精査手法等の検討が必要となることから、他自治体の運用方法等について情報収集を行い、精算項目の考え方について整理を行っていきます。	検討中	行政改革推進課	24
					提案	<p>【結果③(提案)】 社会福祉法人では多額の剰余金が発生していることが合理性がないものと分析した。併せて、老人福祉センターの指定管理業務に従事する一部の職員の人件費にまで充当している補助金分が運営費に係る補助金としては過大な交付であるとした。当法人には認められている予備費及び他会計繰入に対する予算統制と決算分析を適正に行うよう指導することで制度の公正な運用を期することを提案する。</p>				

平成30年度包括外部監査結果報告における提案

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ		
指定管理者制度 の整備及び運用状 況に係る総括的意 見について	7	(4)指定管理者 購入の物品の所 有権について		提案	【現状・問題点】 備品の所有権について手引きの規定では明示しているが、市所管課の現場での運用上、一部混乱を来たしている。適正な予算統制を行ううえで、本来、資本取引は市の責任として会計処理を行うべきものと考えられ、緊急な場合を除き、備品等の財産の取得に該当する指定管理料の支出は、事前の予算の計上、又は合理的な判断による予算の流用がない限り、指定管理者に安易に求めるべきではなく、市所管課の責任による予算等の執行を指導すべきものと考えられる。また、例外的に指定管理者が指定管理料により市が管理する備品を取り替えて取得する際に、その備品の所有権については、基本的には市に帰属するものと考えることが適切であると考えられる。	【提案①及び②】 市所有の備品の取替えについては、原則市が費用負担を行うこととしますが、指定管理者が取り替える場合については、その後の運用や指定期間終了後の引継ぎ等を考慮し、市と指定管理者で協議の上、所有権の帰属を定めるよう令和元年度に選定を行う施設の指定管理者募集時業務仕様書において明記しました。今後、基本協定書のひな型や指定管理者制度の手引きの改正と併せて、所有権の帰属や協議について明記し、市として統一した対応が行えるよう施設所管部署に対し周知を行っていきます。	措置等を講じた	行政改革推進課	25		
	8			提案	【結果①(提案)】 適正な予算統制を行う立場からは、市所有の備品を指定管理料で指定管理者が取り替える場合、当該備品は市の所有として市所管課は物品管理台帳等を整備して、その管理を指定管理者に委ね、処分された備品の廃棄処理を規定に基づき、適正に実施される必要がある。そのような処理を徹底するためにも、手引きの規定を改定するよう提案する。 【結果②(提案)】 備品の取り扱いについて、市所管課が指定管理者と取り交わしている基本協定書の曖昧な内容を是正して、指定管理料で購入した備品の所有権を明確にするように、行政改革推進課は当該市所管課に対してルール見直し後の内容を周知徹底し、基本協定書の内容を修正し、市として統一した対応をとるよう提案する。					措置等を講じた	行政改革推進課
	9	(5)収支計画等における本部経費の適正な見積り及びその評価のルールについて		提案	【現状・問題点】 指定管理者の本部経費に係る実務が混乱している。本部経費の明示がない案件は、指定管理業務に対応する直接人件費や直接経費の発生態様とその指定管理業務を間接的に支える本部の経理・労務・人事等の組織横断的な本部機能に係る経費とを峻別することができない。また、本部経費の明示がある案件は、本部経費の設定根拠を明確には把握しておらず、専門家に委託している業務の中でこそ、指定管理業務に係る収支計画の見積内容について様々な専門的視点で精査し評価することが必要であると考えられるにも拘らず、指定管理者への応募法人の財務安定性を中心とする概念的評価だけ実施されている状況である。 収支計画に設定されるべき本部経費を明示するルールに関して、確定した規定がなく、指定管理の現場では様々な問題があり、精査がなされていない決算が確定している。 【結果】 指定管理業務の収支計画及び収支実績報告において、本部経費を明示するルールを確立し、専門家への委託業務にも含めて適切にその評価を実施し、本部経費の適切な積算状況を含めて精査して評価することが重要である。収支実績においても、本部経費を含む収支実績の額に対する予算統制の実施状況を効果的に評価することができる仕組みを構築し、ルールとして各市所管課等に対して周知するよう提案する。					指定管理者候補者選定時に実施している専門家による財務状況分析委託について、令和元年度からは本部経費に関する意見等を含めて依頼します。本部経費を含む予算・実績の評価については、その効果的な手法について検討を行い、指定管理者制度の手引き改正と併せて施設所管部署に対して周知を行っていきます。	検討中
10	(6)貸館業務・自主事業のあり方について	提案	【現状・問題点】 公の施設の管理に係る貸館業務については、手引きにおいて概括的な指針が示されているが、自主事業を実施については、当然に「施設の設置目的に合致」することを明記している。しかし、「管理業務の実施を妨げない限度」で実施することを前提としていることから、必ずしも指定管理者が公の施設の設置目的を積極的に活かすために自主事業を主導的に展開することを期待しているわけではないと公の施設の市所管課は認識している可能性があり、運用上も自主事業の活用には積極性が見られない。また、自主事業は「指定管理者が自己の責任と費用により実施」することを前提としているようであり、公の施設の設置者である市としては、自主事業の実施における責任や費用負担の面では関知しないという姿勢を示している。 このような市の姿勢は、あまりにも消極的であるものと考えられ、専門的人材を指定管理者のスタッフ等の中に積極的に揃えることを要求する仕様書の内容を把握することができない。また、「利用者アンケート(ひな型)」には自主事業に対するアンケート調査内容を意識した記載はなく、指定管理者の立場から言えば、自らが提供する貸館業務や自主事業の実施成果として、市が求める文化芸術振興や市民交流等の活性化に対して、短期的にも、また中長期的にも大きく寄与していることを客観的な証拠により証明する手段として十分に活用すべきものであり、自主事業に係るアンケート調査の意義を十分に指定管理者及び市所管課に植え付けることが求められている。	【提案①】 指定管理者制度の手引きで示す自主事業の位置付けについては、様々な特性の施設に対応できるよう包括的な表現としておりますが、より積極的な位置付けについて、他市の情報収集等を行い、費用の一部負担等を含めて検討していきます。また、地域との連携による実施なども手法の一つとして、指定管理者制度の手引き改正と併せて周知を行っていきます。	検討中	行政改革推進課	27				
11		提案	【結果①(提案)】 指定管理者が実施する自主事業は公の施設の設置目的を活性化するうえで極めて重要な意義を有するものと考えられるため、手引き等で述べられている自主事業の位置付けは消極的であるものとする。自主事業の位置付けをより積極的な位置付けに改め、指定管理者が実施する自主事業に対する市の関与を単なる規制的側面(実施上の許可等)だけでなく一定の費用的負担を検討するなり、自主事業の実手法として地域との連携をより意識した自主事業(参加型・育成型)への誘導を行うなり、市所管課へのアイデアの提供となるよう、手引きの記載内容を見直すよう提案する。 【結果②(提案)】 自主事業の企画やその実施を効果的に行うことができる専門的人材を指定管理者のスタッフ等の中に積極的に揃えることを市所管課が要求することができる仕様書の標準的な記載内容に見直すよう提案する。	【提案②】 専門的人材の採用については募集時業務仕様書のひな型に記載し、専門的人材を揃えることを施設所管課が要求しやすいものに改めました。				措置等を講じた	行政改革推進課	27	
12		提案	【結果③(提案)】 自主事業に係るアンケート調査の実施は、貸館業務に係るアンケート内容と共に、公の施設の設置目的に沿った指定管理者の業務実施が効果的になされているかを的確に評価するために、必要不可欠な行為である。指定管理者が提供する貸館業務や自主事業の実施成果として、市が求めることに対して、短期的にも、また中長期的にも大きく寄与していることを客観的に指定管理者が事業報告することを明確に求める手引きの記載内容に改めるよう提案する。	【提案③】 施設の設置目的や市が求めること等に対して、その成果を計る指標を設定するよう令和元年度に選定を行う施設の募集時業務仕様書において明記しました。今後、その指標等を活用し、貸館業務や自主事業の成果を事業報告で求めるよう指定管理者制度の手引きを改正していきます。				措置等を講じた	行政改革推進課	27	

平成30年度包括外部監査結果報告における提案

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
指定管理者制度の整備及び運用状況に係る総括的意見について	13	(7)公の施設に関する財務情報について		提案	<p>【現状・問題点】 公の施設に関する財務情報は、指定管理者にとって極めて重要な情報であるにも拘らず、実務上重要視されていないものと考えられる。指定管理者が公の施設老朽化の度合いに応じて、適時、適切に修繕を行い、大規模改修等に関する計画案を提案することができるように実態に合った財務データを指定管理者に適切に情報提供することが求められているが、このように重要性を有する財務データの活用に関して、市所管課が指定管理者に対して適時、適切に提供し、財務データ情報の必要な更新を行うことが手引き等には一切記載されていない。 地方自治法等で制度的に適正な管理が求められる公有財産台帳での管理が適正に行われていない事例があり、また、総務省が主導する統一的な基準に基づく財務書類4表の作成の基礎となる固定資産台帳の整備方針とも原則と許容が逆転した手法を採用しているものと考えられる。</p> <p>【結果】 指定管理者が建物維持管理等を実際に効果的、効率的に実施することができるように、適切な財務情報を指定管理者に提供することが必要であり、行政改革推進課は手引き等において明記し、周知・徹底することを提案する。 また、公の施設の管理手法のひとつとして重要性が高い公有財産台帳や固定資産台帳の整備業務の実施にあたり、施設整備の実態と異なる、誤った財産概念の認識及び固定資産の誤った把握の仕方を基礎として情報提供することのないよう、資産管理課及び財政課においても、地方自治法の財産概念や統一的な基準の整備のルール等を再度確認し、今後の修正作業や公有財産台帳及び固定資産台帳との整合性の確保を目指すよう提案する。</p>	<p>令和元年度に指定管理者の選定を行う施設については、候補者の募集時において財務情報を提供していただく施設所管部署へ指導しました。令和元年度中に指定管理者制度の手引きを改正し、指定管理者が施設を効果的・効率的に維持管理できるよう、財務情報の提供についても明記していきます。 公有財産台帳及び固定資産台帳の整備については、関連部署による協議を開始し、情報の共有やルールの再確認、課題の整理を行っているところです。各台帳の将来的な連携・統合も見据えながら、財務情報の適切な把握に向け、効率的かつ効果的な管理手法を検討していきます。</p>	検討中	行政改革推進課 資産管理課 財政課	31